

個人住民税の特別徴収を実施していない
事業主・従業員の皆さまへ

山梨県とすべての市町村から重要なお知らせです！

個人住民税特別徴収の 実施について

- ◆個人住民税の特別徴収とは、事業主の皆さまが国の所得税と同様に特別徴収義務者として、納税義務者に支払う給与から毎月徴収し、納税義務者の住所地の市町村に納入していただく制度です。
- ◆地方税法第321条の4及び各市町村の条例により、給与所得者の個人住民税は原則として特別徴収により納めていただくことになっています。

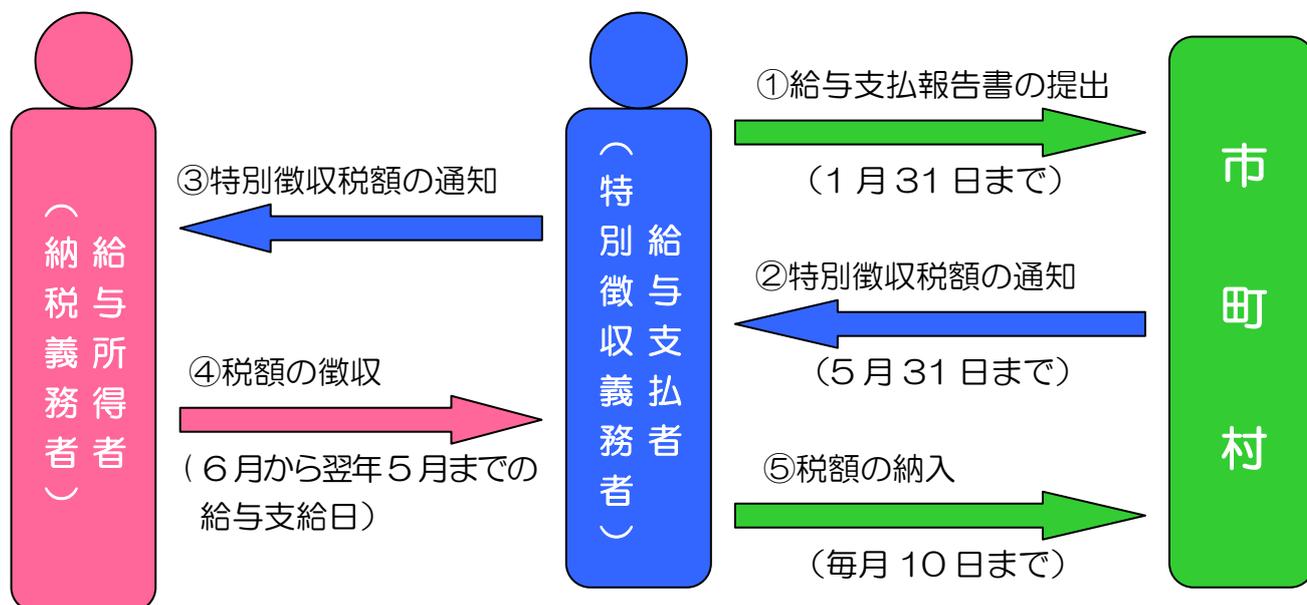
特別徴収の手続
のあらましは、
次のとおりです。

1 市町村からの 特別徴収税額の通知

市町村から5月31日までに特別徴収税額の通知を送付しますので、給与の支払いを受けている納税義務者に対し特別徴収義務者から通知していただきます。

2 特別徴収による 徴収金の納入

通常、特別徴収税額総額の12分の1の額を6月から翌年5月まで毎月支払う給与から徴収し、徴収した月の翌月10日までに市町村へ納入します。



(裏面へつづきます。)

個人住民税特別徴収についての Q & A

Q 1 今まで普通徴収で特に何も言われませんでした。なぜ今さら特別徴収しなければいけないのですか。

A 1 地方税法では、所得税の源泉徴収を行っている事業所(給与支払者)は、同法第321条の4及び各市町村の条例の規定により、原則として従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないこととされています。
平成19年に所得税から住民税への税源移譲が行われ、所得税だけでなく住民税についても給与から毎月徴収し納税していただく制度の重要性が増しているのです。

Q 2 特別徴収は手間がかかりそう。従業員も少なく、事務をする余裕もないのですが。

A 2 従業員の居住市町村ごとに税額を振り込む必要はありますが、所得税と違い、税額計算は市町村で行い、従業員ごとに税額を通知します。また、金融機関によっては住民税特別徴収代行サービスを提供している場合もあり、金融機関の窓口まで出向くことなく納付ができます。(※)
また、従業員が常時10人未満の事業所については、申請により年12回の納期を2回にまとめて納付することもできます。
(※)サービスの有無及び詳細については、お取引先の金融機関等にお問い合わせをお願いします。

Q 3 手間をかけてまで特別徴収に切り替えるメリットはあるのですか？

A 3 この制度は、「従業員が個々に納税のために金融機関に行く手間が省ける」「住民税の納め忘れがなくなる」など、納税者である従業員にとってたいへん便利な制度です。また、普通徴収が原則として年4回納付であるのに対し、特別徴収は年12回納付となるため、1回あたりの負担が少なくてすみます。
【例：年間税額が24万円の場合】
普通徴収だと・・・1回あたりの納税額6万円
特別徴収だと・・・1回あたりの納税額2万円

Q 4 特別徴収を始めるにはどのような手続きをとったらいいのですか？

A 4 毎年1月末までにご提出いただいている「給与支払報告書」により、特別徴収する旨の申請をお願いします。(詳細は各市町村にご確認ください。)
また、年度途中からの切り替えについても承ります。より詳しいお問い合わせは、各市町村の住民税担当課までお願いします。